

広島県告示第千二百九十四号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第十七条第一項の規定によって、次の区域をプレジャーボートの暫定係留区域に指定し、令和二年十二月二十四日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和二年十二月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

一 区域の名称

1 古浜入川地区（その一）

(一) 区域の範囲

基点一から基点二までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 三原市広友町の国土地理院四等三角点「広友公園」（北緯三四度二三分五

五秒七五三〇、東経一三三度〇五分四三秒九八八九、標高一五・二一メートル）

基点一 基準点から二三九度一〇分四三秒の方向一六三・七六メートルの点

基点二 基点一から一〇二度四二分一三秒の方向一二・七三メートルの点

基点三 基点二から一九一度〇一分一〇秒の方向一四三・四九メートルの点

基点四 基点三から二八二度四二分〇四秒の方向一五・〇〇メートルの点

2 古浜入川地区（その二）

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 三原市広友町の国土地理院四等三角点「広友公園」（北緯三四度二三分五

五秒七五三〇、東経一三三度〇五分四三秒九八八九、標高一五・二一メートル）

基点一 基準点から二三九度一〇分四三秒の方向一六三・七六メートルの点

基点二 基点一から一〇二度四二分一三秒の方向一二・七三メートルの点

基点三 基点二から一九一度〇一分一〇秒の方向一四三・四九メートルの点

基点四 基点三から二八二度四二分〇四秒の方向一五・〇〇メートルの点

3 古浜入川地区（その三）

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 三原市広友町の国土地理院四等三角点「広友公園」（北緯三四度二三分五

五秒七五三〇、東経一三三度〇五分四三秒九八八九、標高一五・二一メートル）

基点一 基準点から二一二度〇五分二二秒の方向三七〇・九二メートルの点

基点二 基点一から一〇〇度三五分四九秒の方向二〇・〇〇メートルの点

基点三 基点二から一九六度〇九分一〇秒の方向七一・五一メートルの点

基点四 基点三から二八五度五九分四一秒の方向二〇・〇〇メートルの点

4 糸崎港地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域
点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 三原市糸崎町の国土地理院四等三角点「糸崎小」（北緯三四度二三分二一秒

秒一二〇七、東経二三三度〇六分三四秒四九六一、標高八・二六メートル）

基点一 基準点から一五九度四三分〇二秒の方向三五二・四九メートルの点

基点二 基点一から一〇八度一七分四四秒の方向四二・四七メートルの点

基点三 基点二から八三度三八分三九秒の方向五五・六七メートルの点

二 指定年月日
令和二年十二月十七日